

健発 1228 第 4 号

平成 23 年 12 月 28 日

関係都県知事

関係厚生労働大臣認可〔水道事業者  
水道用水供給事業者〕殿

(宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県、静岡県)

厚生労働省健康局長

放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方の一部変更について

放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方については、健康局長通知「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」(平成 23 年 6 月 16 日健発第 0616 第 8 号)によりお知らせしたところである。今般、原子力災害対策本部から、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について(平成 23 年 6 月 16 日原子力災害対策本部策定)を別紙 1 のとおり変更する旨通知があったので、お知らせする。なお、変更の新旧対照については別紙 2 のとおりとなる。

貴都県におかれては、管下の都県知事認可水道事業者等に対し、この旨周知いただくとともに、本考え方に沿った適切な取扱いがなされるようご協力願いたい。

平成 23 年 12 月 28 日

厚生労働省 殿  
農林水産省 殿  
経済産業省 殿  
国土交通省 殿  
環 境 省 殿

原子力災害対策本部

「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の  
当面の取扱いに関する考え方」の取扱いについて

放射性物質が検出された浄水発生土（工業用水道施設から発生するものを含む。）又は下水処理場若しくは集落排水施設から発生する脱水汚泥及び脱水汚泥を焼却・熔融等を行った物の当面の取扱方針について、平成 23 年 6 月 16 日に関係府省での検討結果として、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（以下「当面の考え方」という。）をとりまとめたところである。今般、放射性物質により汚染された廃棄物の処理等について定めた「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）が完全施行され、また「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離則」という。）が施行されるため、当面の考え方は以下のとおり取り扱うこととする。これに基づき、関係地方公共団体及び関係事業者等に対し、適切に指導・助言を行われたい。

1. 脱水汚泥等の処理、輸送、保管及び処分について

当面の考え方の「1. 脱水汚泥等の処理、輸送、保管及び処分について」については、平成 24 年 1 月 1 日以降、放射性物質汚染対処特別措置法の規定、同法に基づく省令及び関連するガイドライン等に従うこと。放射性物質汚染対処特別措置法施行規則第 34 条に該当する施設以外であって、脱水汚泥等の処理等を行うものにあつては、放射性物質汚染対処特別措置法の規定、同法に基づく省令及び関連するガイドライン等に留意し、適切に対応すること。

## 2. 作業者の労働安全衛生管理について

当面の考え方の「3. 作業者の労働安全衛生管理について」については、平成24年1月1日以降、除染電離則及び関連するガイドライン等の規定に従うこと。

なお、電離放射線障害防止規則の規定については、引き続き遵守すること。

「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」  
一部変更の新旧対照

	新	旧
1. 脱水汚泥等の処理、輸送、保管及び処分について	「放射性物質汚染対処特措法施行規則」に従う	「当面の考え方」
2. 脱水汚泥等を利用した副次産物の利用について	従前のおり「当面の考え方」に従う	「当面の考え方」
3. 作業者の労働安全衛生管理について	「除染電離則」に従う	「当面の考え方」
4. 備考	従前のおり「当面の考え方」に従う	「当面の考え方」